

(修正案賛成討論)

市議案第54号令和5年度一般会計補正予算第4号の修正案に会派を代表して賛成の立場で討論します。まず、会派として修学旅行及び林間・臨海学舎に伴う保護者負担費を全額補助、無償化すること自体に反対している訳ではないことを再度、申し上げておきます。しかし、提案説明でもさせて頂きましたが、この事業の財源に、国からの臨時交付金を充当していることには様々な問題があります。第一に、世代を問わず多くの生活者（市民）が物価高騰の影響を受けている中、本事業で恩恵が受けられる方は極めて限定的であることです。第二に、修学旅行や林間・臨海学舎は、学校ごとに行き先や内容が異なり、当然、費用が異なりますが、全額補助する場合、学校間、世帯間で補助される額にかなりの差が生じることです。文教常任委員会での討論の中でも述べましたが、実際に、例えば、修学旅行費では、最も高い中学校の場合、6万円、最も低い中学校で3万3千円と2倍近い差がありますし、小学校でも最高額の学校と最低額の学校で約9000円の差があります。林間臨海学舎費では、最高の中学校は約23000円で、最低は6000円と4倍近い差がありますし、小学校では、最高額の学校と最低額の学校で約6倍もの差、額にして約2万円の差があります。臨時交付金の主目的が物価高騰の影響を受けておられる生活者への支援であることを考えると、学校間、世帯間で補助される額、言い換えると支援される額にかなりの差が生じることは、好ましくありません。第三に、修学旅行等の宿泊行事は今年度に限ったものではなく、次年度以降も続く事業であることから、臨時的な財源ではなく、一般財源など恒久的な財源を充てるべきと考えます。以上、述べたようにこの事業に臨時交付金を充当することは、世代間、学校間、世帯間でかなりの不公平感を生じさせることから、より幅広い世帯が、より公平性の高い形で支援を受けられるような臨時交付金の活用方法が望ましいと考え、一旦、減額修正し、課題を整理、解消した上で、あらためて、今後の定例会において、予算案を提出して頂きたいとの考えから、修正案に賛成の立場での討論とします。なお、修正案が否決された場合は、原案に賛成することを申し添えまして、討論を終わります。